

## 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 中小企業と若手人材との雇用のミスマッチ解消に資する雇用対策を実施すること。
3. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に対する財政措置を講じること。
4. シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。
5. 雇用促進住宅について
  - (1) 雇用促進住宅は、遅くとも平成 33 年度までにすべての住宅の譲渡・廃止を完了する方針とされているが、世界的な経済金融危機や東日本大震災の影響により我が国の雇用・住宅事情は大きく変動していることから、この方針について、再度、検討すること。
  - (2) 雇用促進住宅の譲渡・売却・廃止に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえること。特に譲渡に当たっては、大規模改修等の経費も考慮した条件となるよう、都市自治体と十分協議すること。
  - (3) 雇用促進住宅を市町村が引き受ける場合には、公営住宅として運営する期間について、弾力的な運用を図ること。
6. 東日本大震災関係について
  - (1) 被災者が安定的で自立した生活を営むことができるよう、被災者の就業先確保に資する雇用創出策を講じるほか、被災者雇用開発助成金や3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の拡充を図るなど、安定的な雇用維持を可能とする抜本的な雇用対策を講じること。

- (2) 雇用対策に関する各種手続きを簡素化するとともに、間接的な被害により影響を受けている地域においても、一定規模以上の売上が減少している企業については、労働保険の事業主負担減免などの特例措置を講じること。
- (3) 被災地等の緊急雇用創出事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 雇用調整助成金制度について、事業主負担率の見直しを行うなど、制度の活用促進に向けた対策を講じること。